

特別採捕許可の手引き

1 特別採捕許可とは

特別採捕許可とは、試験研究等により水産動物を採捕するため、群馬県漁業調整規則（以下、「規則」という。）の禁止事項の適用除外を受けるための許可です。以下のような場合に、特別採捕許可が必要になります。

- ・河川湖沼に生息する水産動植物の種類を問わず採捕する場合（生息魚類調査など）
- ・採捕期間や大きさの制限について、採捕が禁止されている水産動植物を採捕する場合
- ・使用が禁止されている漁具・漁法を用いる場合
- ・禁止区域で水産動植物を採捕する場合

2 特別採捕許可の許可基準

「水産動植物の採捕の許可及び特別採捕許可に係る審査基準」を参照してください。

3 特別採捕許可申請の方法

（1）提出先

採捕場所を管轄する農業事務所（正本1部）

【申請書提出先一覧】

申請書受理機関	管轄区域
中部農業事務所農業振興課 生産振興係 前橋市上細井町2142-1 ☎ 027-233-2065	前橋市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡
西部農業事務所農業振興課 生産振興係 高崎市台町4-3 ☎ 027-322-0539	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
吾妻農業事務所農業振興課 生産振興係 吾妻郡中之条町大字中之条町664 ☎ 0279-75-2311	吾妻郡
利根沼田農業事務所農業振興課 生産振興係 沼田市薄根町4412 ☎ 0278-23-0188	沼田市、利根郡
東部農業事務所農業振興課 生産振興係 太田市西本町60-27 ☎ 0276-31-3827	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡

（2）申請に必要な書類等

- ・特別採捕許可申請書（【特別採捕の許可】参考様式例を参照にしてください）
- ・調査計画書
- ・採捕区域を管轄する漁業協同組合の同意書
- ・公的機関からの業務を受けた場合については、業務委託契約書の写し
- ・その他参考となる書類

（3）標準処理期間

6日

4 特別採捕許可申請書の注意事項

(1) 申請者の名義

- ・法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。

(2) 目的

- ・調査計画書の目的と矛盾しない内容を記載してください。

(3) 適用除外の許可を必要とする事項

- ・許可が必要な群馬県漁業調整規則の条項を記載してください。

【許可が必要な条項】

①第三条（採捕の許可申請）

- ・ただし、漁業権又は組合員行使権に基づいてする場合又は遊漁規則に基づいてする場合、許可は必要ありません。

②第二十条（保護水面における採捕の禁止）

③第二十一条（禁止期間）

④第二十二条（全長等の制限）

⑤第二十三条（漁具漁法の制限及び禁止）

⑥第二十四条

⑦第二十五条（禁止区域等）

⑧第二十六条

⑨第二十七条（溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限）

(4) 使用船舶

- ・船舶の使用がある場合は、船名、漁船登録番号、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名を記載してください。

(5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

- ・目的が試験研究・教育実習の場合は、材料として持ち帰る水産動植物の名称と必要最小限の量を記載してください。
- ・増養殖用の種苗供給が目的の場合は、供給先を明記してください。

(6) 採捕の期間

- ・6か月を超えない期間を記述してください（超過する場合は、2回に分けて申請する必要があります）。

(7) 採捕の区域

- ・実施箇所ごとに分けて申請せずに、全箇所をまとめて申請してください。
- ・県内の河川湖沼で、採捕が農業事務所の管轄にまたがって行われる場合、該当する各農業事務所にそれぞれ申請する必要があります。
- ・県境の河川湖沼で、採捕が他県の領域にまたがって行われる場合、他県への申請が必要になります。

(8) 使用する漁具及び漁法

- ・漁具の大きさ、目合及び個数を漁具・漁法ごとに記載してください。

(9) 採捕に従事する者の氏名及び住所

- ・実際に採捕を行う者の氏名及び住所を全員分記載してください。

5 採捕を行うときの注意事項

- ・交付された特別採捕許可書は必ず携帯してください。
- ・関係法令の規定や許可の内容・条件を遵守してください。
- ・特別採捕許可証を他人に譲渡・貸与することは禁止されています。
- ・漁業者、遊漁者及び近隣住民とトラブルにならないよう、配慮して採捕を行ってください。

6 許可内容の変更

- ・許可内容を変更する場合は、特別採捕許可の内容変更申請書（【特別採捕の許可】参考様式例を参照してください）の提出が必要です。
- ・ただし、内容によっては、新たな特別採捕許可の申請が必要になることもあります。

7 採捕終了後の手続き

- ・採捕終了後 2か月以内に報告書を提出するとともに、許可証を返納してください（【特別採捕の許可】参考様式例を参照してください）。
- ・許可証を返納できない場合は、理由書を提出してください。